

『子ども・子育て支援新制度』について

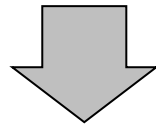
平成 26 年 6 月

子育て支援制度の変遷

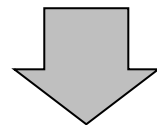
次世代育成支援対策行動計画（次世代育成支援対策法）

- ・ 前期計画（平成 17 年度～平成 21 年度）
- ・ 後期計画（平成 22 年度～平成 26 年度）

次世代育成支援対策推進法は 10 年間の時限立法であり、平成 26 年度で終了することになっていたが、10 年間の延長となった。
→ ただし、市町村の行動計画策定は「任意」となった。



平成 24 年 8 月 「子ども子育て関連 3 法案」が可決



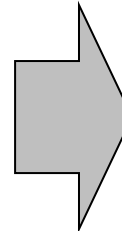
子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

- ・ 計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度の 5 年間

子ども・子育て支援新制度創設の背景

《 課題 》

- 急速な少子化の進行（平成 23 年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約 9 割が結婚意思を持っており、希望子ども数も 2 人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対 GDP 比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小 1 の壁」
- M 字カーブ（30 歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



《 対策 》

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

子ども・子育て関連3法

●子ども・子育て支援法

→子ども・子育て支援給付の創設、子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て会議の設置

●認定こども園法の一部改正

→新たな「幼保連携型認定こども園」の認可

●関係整備法（児童福祉法等の改正）

→利用調整、認可制度の見直し、市町村による家庭的保育や小規模保育等の認可、放課後児童クラブの対象年齢の見直し

子ども・子育て支援新制度の目的（3つのポイント）

●質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度を改善（複雑だった設置手続きを改善）
- 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付体制を創設

●保育の量的拡大・確保

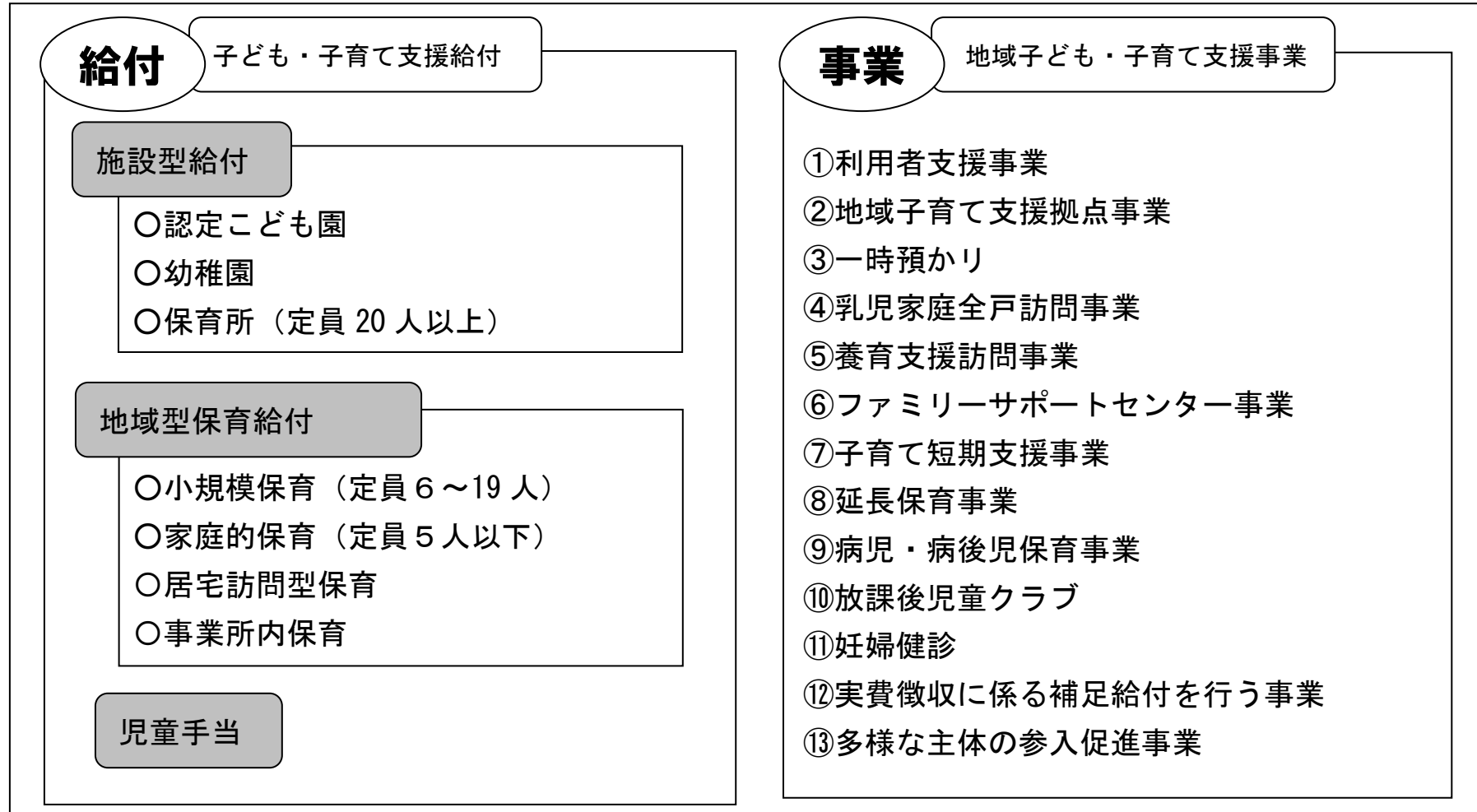
- 保育所認可制度の見直し、地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育等）を給付体系に組み入れ、保育の量や種類を拡充
- 保育の質の確保のための職員の処遇や配置などを改善

●地域の子ども・子育て支援の充実

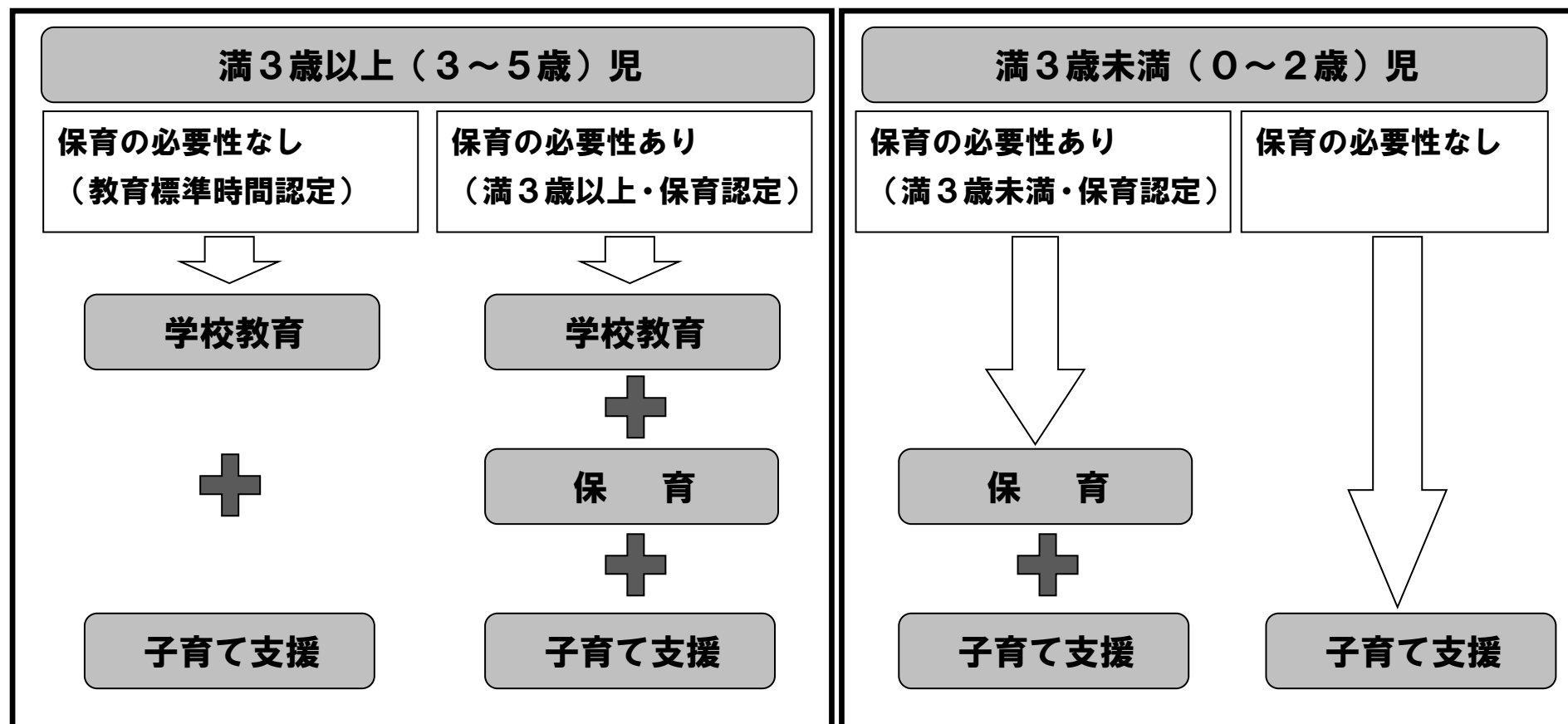
- 地域における様々な子育て支援ニーズへの対応（「地域子育て支援拠点」「放課後児童クラブ」「一時預かり」「延長保育」などの拡充）

新制度の全体像

新制度による子ども・子育て支援サービスは「給付」と「事業」で構成される。



子どもや子育て家庭の状況に応じた必要な支援



子ども・子育て支援事業計画

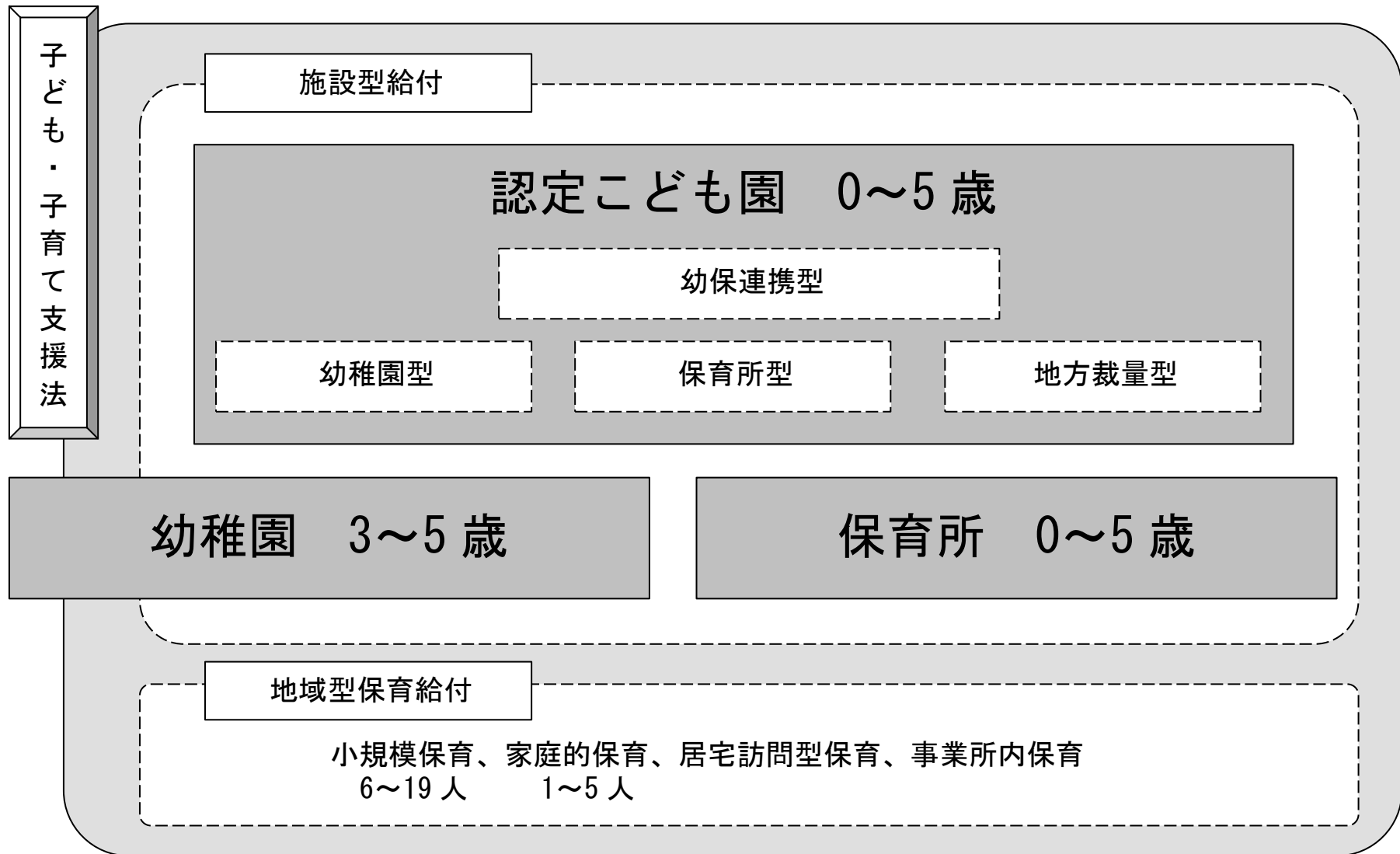
給付

子ども・子育て支援給付

事業

地域子ども・子育て支援事業

施設型給付と地域型保育給付のイメージ



主な制度内容①：「給付」の創設

1 施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）

- 個々の児童について「保育の必要性」を認定※1し、認定内容に応じた給付を行う。
- 保護者に対する給付を、施設が法定代理受領する。
- 市町村が利用調整※2を行った上で、利用者と施設が直接契約。（利用料は施設が徴収。）
- ただし、民間保育園は従来どおり利用者と市町村が契約。（保育料は市町村が徴収。）
- 給付の対象となる施設は、利用定員を定めた上で市町村が確認。 ※3
 - ※私立幼稚園は、給付を受けず、従来どおり私学助成・就園奨励補助を受けることも可能。
- 国が給付単価の「公定価格」を定める。
- 利用者負担は、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担。

2 地域型保育※4（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事集所内保育）

- 保育の必要性の認定に応じた給付等、基本的な仕組みは施設型給付と同じ。

※1 保育の必要性の認定（支給認定）について

◎保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。

◎保育の必要性の認定区分は次の3区分。

[1号認定] 満3歳以上／保育の必要性なし

[2号認定] 満3歳以上／保育の必要性あり

[3号認定] 満3歳未満／保育の必要性あり

◎さらに、保育の必要量に応じて、「長時間認定」と「短時間認定」に区分。

◎保育を必要とする事由（現行の「保育に欠ける」要件に相当）、長時間／短時間の区分、優先利用等について、国が定める基準に基づき、市町村が基準を定める。

※2 利用調整について

◎給付の対象となる保護者に対する「利用調整」が市町村の義務となる。

【利用調整の内容】

- ・施設等に関する情報の提供
- ・施設等の利用に関する相談・助言（保護者の利用希望等を勘案して実施）
- ・施設等のあっせん
- ・施設等に対する利用の要請

※3 確認制度について

◎市町村は事業者からの申請に基づき、給付の対象となる施設・事業を利用定員を定めた上で「確認」。

※ 施設・事業の「認可」とは別の手続き

◎利用定員は、当該施設・事業の類型に従い、事業計画（需要と供給）に照らし、保育の必要性の認定区分（1号／2号／3号）ごとに設定。

◎確認を受ける施設・事業は、国が定める基準に基づいて市町村が条例で定める「運営基準」を満たすことが必要。

※4 地域型保育事業について

◎次の4事業が児童福祉法上の認可事業であり「地域型保育給付」の対象となる。

①小規模保育事業	・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を行う ・定員は6人以上19人以下
②家庭的保育事業	・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、家庭的保育者の居宅等において保育を行う ・定員は5人以下
③居宅訪問型保育事業	・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、その居宅において過程的保育者による保育を行う
④事業所内保育事業	・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、事業所内の施設等において保育を行う ・従業員の子どもに加え、一定割合の保育を必要とする子どもを保育

主な制度内容②：認定こども園制度の改善

「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設。

- 満3歳以上児に対し、学校教育と就労時間に応じた保育を提供（満3歳未満児の受入れは任意）。
- 行政からの財政措置が「施設型給付」に一本化。
- 認可手続・権限が一本化
 - ※その他の類型（幼稚園型、保育所型、地域裁量型）の認定こども園の認可手続き等は現行どおり
- 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ。（株式会社等の参入は不可）
- 既存の幼稚園、保育所からの移行は義務付けず、政策的に促進

主な制度内容③：地域子ども・子育て支援事業の拡充

地域子ども・子育て支援事業（P6の①～⑬）を充実（新設、拡充、制度改革）

＜新設、拡充、制度改革の例＞

○利用者支援事業《新設》

- 子どもや保護者が、新制度により提供される学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。
- 認定こども園・保育所・幼稚園や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、関係機関との連絡調整を行う。

○放課後児童クラブ《拡充・制度改革》

- 対象児童を拡大（概ね10歳未満の小学生 → 小学校6年生）
- 設置・運営（従事者、員数、施設・設備、開所日数・時間等）に関する基準を、国が定める基準に基づき、市町村が条例化（現行制度の基準はガイドラインによる）

主な制度内容④：認可制度の改善

保育所、認定こども園、地域型保育事業の認可制度を改善・透明化し、保育需要の増大に機動的に対応。

○申請内容が客観的な認可基準を満たせば、原則として認可する。

[例外]

- ・供給過剰による需給調整が必要な場合
- ・欠格事由に該当する場合

○運営基準は、国が定める省令に基づき、市町村が条例で定める。

[市町村が条例で運営基準を定める施設・事業]

幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業

[運営基準の内容]

従業員の資格・員数、居室の床面積、各種設備、教育・保育時間 等

条例の制定

実施主体となる市町村は、制度開始に向けて、国の基準（政省令）を踏まえ、条例において新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準などを定める。

内容	種別	新設/改正
幼保連携型認定こども園認可基準	条例	
地域型保育事業認可基準	条例	
施設・地域型保育事業の運営基準（確認制度）	条例	
放課後児童健全育成事業基準	条例	
保育の必要性の認定基準	規則等	
利用者負担	条例等	
利用調整の運用方針		

「子ども・子育て支援事業計画」の策定

市町村及び都道府県ごとに、国の「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて給付・事業を実施。

- 地理的状况等を勘案して「区域」を定め、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の〔量の見込み〕、「確保方策」、「実施時期」等を定める。
- 「量の見込み」は、市内の子どもについて、教育・保育等の「現在の利用状況」と「利用希望」を踏まえて設定する。

→ 幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画

- 計画期間は5年間（27年～31年度）。（中間年度等で見直しの必要が生じる可能性あり。）
- 計画策定に当たり、都道府県との協議・調整が必要。

※ 計画の策定・変更、進捗管理（PDCAサイクルのチェック）に当たり、子ども・子育て会議の意見を聴く必要あり。

「子ども・子育て支援事業計画」に記載すべき事項

<必須記載事項>

①教育・保育提供区域の設定

(小学校区単位や中学校区単位、行政区単位など地域の実情に応じた、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。なお、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえた区域であること。)

②各年度の幼児期の「学校教育・保育」の量の見込みと確保策

③各年度の「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保策

④幼児期の学校教育・保育の一体的な提供に関する考え方と推進体制

<任意記載事項>

- ・産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保
- ・児童虐待防止、母子家庭等自立支援、障害児などの支援
- ・ワーク・ライフ・バランスの施策との連携